

○経済産業省告示第二百五十号
独立行政法人通則法平成十一年法律第百三三号
第四十六条の二第二項の規定に基づき、独立行政
法人工業所有権情報・研修館が政府出資等に係る
不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額
を算定する基準を次のように定める。
平成二十二年十一月二十六日

経済産業大臣 大畠 章宏

独立行政法人工業所有権情報・研修館が政
府出資等に係る不要財産を譲渡したときに
国庫に納付すべき金額を算定する基準
(納付算定対象額)

第一条 この基準において「納付算定対象額」と
は、独立行政法人通則法第四十六条の二第二項
の規定に基づき、独立行政法人工業所有権情
報・研修館(以下「情報・研修館」という。)が
経済産業大臣の認可を受けて、政府出資等に係
る不要財産(同条第一項に規定する政府出資等
に係る不要財産をいい、金銭を除く。以下同じ。)
を譲渡し、これにより生じた収入の額(当該財
産の帳簿価額を超える額がある場合には、その
額を除く。)から情報・研修館が当該財産の譲渡
に要した費用の額のうち経済産業大臣が定める
額を控除した額をいう。

(国庫に納付すべき金額を算定する基準)

第二条 情報・研修館が政府出資等に係る不要財
産を譲渡したときに、国庫に納付すべき金額は、
納付算定対象額に、当該財産に対する政府から
の出資及び支出の合計額が当該財産の取得の日
における帳簿価額に占める割合を乗じて得た金
額とする。

附則

この告示は、独立行政法人通則法の一部を改正
する法律(平成二十二年法律第三十七号)の施行
の日(平成二十二年十一月二十七日)から施行す
る。
平成二十二年十一月二十六日

○経済産業省告示第二百五十一号

独立行政法人通則法平成十一年法律第百三三号
第四十六条の二第二項の規定に基づき、独立行政
法人日本貿易保険が政府出資等に係る不要財産を
譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する
基準を次のように定める。
平成二十二年十一月二十六日

経済産業大臣 大畠 章宏

独立行政法人日本貿易保険が政府出資等に
係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付
すべき金額を算定する基準
(納付算定対象額)

第一条 この基準において「納付算定対象額」と
は、独立行政法人通則法第四十六条の二第二項
の規定に基づき、独立行政法人日本貿易保険(以
下「日本貿易保険」という。)が、経済産業大臣
の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産(同
条第一項に規定する政府出資等に係る不要財産
をいい、金銭を除く。以下同じ。)を譲渡し、こ
れにより生じた収入の額(当該財産の帳簿価額
を超える額がある場合には、その額を除く。)か
ら日本貿易保険が当該財産の譲渡に要した費用
の額のうち経済産業大臣が定める額を控除した
額をいう。

(国庫に納付すべき金額を算定する基準)

第二条 日本貿易保険が政府出資等に係る不要財
産を譲渡したときに、国庫に納付すべき金額は、
納付算定対象額に、当該財産に対する政府から
の出資及び支出の合計額が当該財産の取得の日
における帳簿価額に占める割合を乗じて得た金
額とする。

附則

この告示は、独立行政法人通則法の一部を改正
する法律(平成二十二年法律第三十七号)の施行
の日(平成二十二年十一月二十七日)から施行す
る。
平成二十二年十一月二十六日

○経済産業省告示第二百五十二号

独立行政法人通則法平成十一年法律第百三三号
第四十六条の二第二項の規定に基づき、独立行政
法人産業技術総合研究所が政府出資等に係る不要
財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算
定する基準を次のように定める。
平成二十二年十一月二十六日

経済産業大臣 大畠 章宏

独立行政法人産業技術総合研究所が政府出
資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫
に納付すべき金額を算定する基準
(納付算定対象額)

第一条 この基準において「納付算定対象額」と
は、独立行政法人通則法第四十六条の二第二項
の規定に基づき、独立行政法人産業技術総合研
究所(以下「研究所」という。)が、経済産業大
臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産
(同条第一項に規定する政府出資等に係る不要
財産をいい、金銭を除く。以下同じ。)を譲渡し
、これにより生じた収入の額(当該財産の帳簿価
額を超える額がある場合には、その額を除く。)

から研究所が当該財産の譲渡に要した費用の額
のうち経済産業大臣が定める額を控除した額を
いう。

第二条 研究所が政府出資等に係る不要財産を譲
渡したときに、国庫に納付すべき金額は、納付
算定対象額に、当該財産に対する政府からの出
資及び支出の合計額が当該財産の取得の日にお
ける帳簿価額に占める割合を乗じて得た金額と
する。

附則

この告示は、独立行政法人通則法の一部を改正
する法律(平成二十二年法律第三十七号)の施行
の日(平成二十二年十一月二十七日)から施行す
る。
平成二十二年十一月二十六日

○経済産業省告示第二百五十三号

独立行政法人通則法平成十一年法律第百九号
第四十六条の二第二項の規定に基づき、独立行政
法人製品評価技術基盤機構が政府出資等に係る不
要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を
算定する基準を次のように定める。
平成二十二年十一月二十六日

経済産業大臣 大畠 章宏

独立行政法人製品評価技術基盤機構が政府
出資等に係る不要財産を譲渡したときに国
庫に納付すべき金額を算定する基準
(納付算定対象額)

第一条 この基準において「納付算定対象額」と
は、独立行政法人通則法第四十六条の二第二項
の規定に基づき、独立行政法人製品評価技術基
盤機構(以下「機構」という。)が、経済産業大
臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産
(同条第一項に規定する政府出資等に係る不要
財産をいい、金銭を除く。以下同じ。)を譲渡し、
これにより生じた収入の額(当該財産の帳簿価
額を超える額がある場合には、その額を除く。)
から機構が当該財産の譲渡に要した費用の額
のうち経済産業大臣が定める額を控除した額を
いう。

(国庫に納付すべき金額を算定する基準)

第二条 機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡
したときに、国庫に納付すべき金額は、納付算
定対象額に、当該財産に対する政府からの出資
及び支出の合計額が当該財産の取得の日におけ
る帳簿価額に占める割合を乗じて得た金額とす
る。

附則

この告示は、独立行政法人通則法の一部を改正
する法律(平成二十二年法律第三十七号)の施行
の日(平成二十二年十一月二十七日)から施行す
る。
平成二十二年十一月二十六日

○経済産業省告示第二百五十四号
独立行政法人通則法平成十一年法律第百三三号
第四十六条の二第二項の規定に基づき、独立行政
法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が政府
出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納
付すべき金額を算定する基準を次のように定め
る。
平成二十二年十一月二十六日

経済産業大臣 大畠 章宏

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合
開発機構が政府出資等に係る不要財産を譲
渡したときに国庫に納付すべき金額を算定
する基準
(納付算定対象額)

第一条 この基準において「納付算定対象額」と
は、独立行政法人通則法第四十六条の二第二項
の規定に基づき、独立行政法人新エネルギー・
産業技術総合開発機構(以下「機構」という。)
が、経済産業大臣の認可を受けて、政府出資等
に係る不要財産(同条第一項に規定する政府出
資等に係る不要財産をいい、金銭を除く。以下
同じ。)を譲渡し、これにより生じた収入の額当
該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、
その額を除く。)から機構が当該財産の譲渡に要
した費用の額のうち経済産業大臣が定める額を
控除した額をいう。

(国庫に納付すべき金額を算定する基準)

第二条 機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡
したときに、国庫に納付すべき金額は、納付算
定対象額に、当該財産に対する政府からの出資
及び支出の合計額が当該財産の取得の日におけ
る帳簿価額に占める割合を乗じて得た金額とす
る。

附則

この告示は、独立行政法人通則法の一部を改正
する法律(平成二十二年法律第三十七号)の施行
の日(平成二十二年十一月二十七日)から施行す
る。
平成二十二年十一月二十六日

○経済産業省告示第二百五十五号

独立行政法人通則法平成十一年法律第百三三号
第四十六条の二第二項の規定に基づき、独立行政
法人日本貿易振興機構が政府出資等に係る不要財
産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定
する基準を次のように定める。
平成二十二年十一月二十六日

経済産業大臣 大畠 章宏